官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

目次

〔政　令〕
○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部を改正する政令（二九三）　二
○国民年金法施行令等の一部を改正する政令（二九四）　二

〔省　令〕
○健康保険法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一二八）　三
○地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令（**国土交通**六八）　四

〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（**法務**五四一）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**一一一〇）　六
○気象測器の型式を証明した件（**気象庁**七）　七
○来島海峡西水道における流速計の撤去工事の実施に伴う船舶の航行の制限に関する告示（**海上保安庁**四八）　八
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（**環境**九八）　八
○道路に関する件（**関東地方整備局**二八〇～二八八）　九
○道路に関する件（**近畿地方整備局**一九七～一九九）　九
○道路に関する件（**中国地方整備局**八七）　一〇
○都市計画に関する件（**九州地方整備局**一八三）　一〇

〔国会事項〕　一〇

〔人事異動〕
内閣　最高裁判所　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（栃木労働局最低賃金公示六、七、新潟同四、滋賀同二～六、和歌山同二、長崎同四、宮崎同二）　一〇
最低賃金の廃止決定に関する公示（富山同五）　二

〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生関係　一一
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一三
会社その他
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定、隊員の懲戒処分、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分、無縁墳墓等改葬関係　二〇

本号で公布された法令のあらまし

◇農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二九三号）（農林水産省）

1　特定業務を営む特定承継会社について銀行とみなして適用する法令の追加

特定業務を営む特定承継会社について銀行とみなして適用する法令に、次に掲げる法令を追加することとした。（附則第一四条第一項関係）

㈠　地方税法
㈡　国税通則法
㈢　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令

2　施行期日

この政令は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（平成三〇年一月一日）から施行することとした。ただし、1の㈢の規定は、公布の日から施行することとした。

◇国民年金法施行令等の一部を改正する政令（政令第二九四号）（厚生労働省）

一　国民年金法施行令の一部改正関係

1　二〇歳前に初診日のある傷病による障害基礎年金の支給停止に係る所得基準額の算定において、所得税法等の一部を改正する等の法律第一条の規定による改正後の所得税法に規定する同一生計配偶者のうち七〇歳以上の者等があるときに、当該所得基準額の加算の増額の対象とすることとした。（第五条の四第一項関係）

2　国民年金の保険料の一部免除等に係る所得基準額の算定において、1に準じた改正を行うこととした。（第六条の八の二～第六条の九の二関係）

二　児童扶養手当法施行令の一部改正関係

児童扶養手当の支給制限に係る所得基準額の算定において、一の1に準じた改正を行うこととした。（第二条の四第一項～第三項関係）